

意見書第 11 号

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書

私立学校は、国公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、国においても、学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を昭和 50 年に制定し、文部省（当時）による国庫による各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、地方自治体では、財政難を理由とした私学助成削減の動きが急速に広がっている。愛知県においても、「財政危機」を理由として平成 11 年度に総額 15%、生徒 1 人当たり約 5 万円に及ぶ経常費助成（一般）の削減がなされた。

今年度から、「高校無償化」の方針の下、国公立高校のみが無償化された。私学へも一定の就学支援金が支給され、保護者の負担は昨年度より軽減したものの、今なお私学の生徒と保護者は高い学費、公私間格差を強いられている。また、国公立高校が無償化された関係で、私立高校は生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来の良さを損ないかねない状況におかれている。

「教育の公平」の実現にむけて、国公立高校無償化にみあう水準で生徒・保護者の深刻な学費負担を軽くし、私学教育本来の良さを一層発揮していくためには、私立高校への就学支援金の拡充と、教育条件の維持・向上をはかるための経常経費助成の拡充が必要である。

よって、当議会は政府に対し、国の責任と私学の重要性にかんがみ、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、併せて、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、地方交付税の充実と経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 9 月 24 日

愛知県武豊町議会 議長 小山茂三

【提出先】

内閣総理大臣
文部科学大臣
財務大臣
総務大臣